

番号：170233

国名：カメルーン

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：品質・生産性向上(カイゼン)推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月中旬から2017年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：
国内 0.40M/M、現地 0.70M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	21日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月2日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点

計100点

類似業務	評価分析に係る各種業務
対象国/類似地域	カメルーン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病、ポリオ

6. 業務の背景

カメルーンは2009年に「成長と雇用のための戦略文書」(DSCE 2010-2020)を策定し、民間セクターを活性化する重点課題の一つとして、中小企業の振興を掲げている。同国には第3次産業を中心に約10万の企業が存在し、経済・雇用の両面において重要な役割を果たしている。登録されている企業のうち99%が中小零細企業に分類されるが、起業3年目までの廃業率は60%に達すると言われ、ビジネス開発サービス(以下、「BDS」という)提供の強化によりこれら企業の持続性を高め、雇用の安定化、また経済競争力の向上を図る必要がある。

JICAはカメルーンの経済成長と雇用拡大の取組を支援するため、カメルーン中小企業振興マスタープラン作成計画(2007-2009)や中小企業振興政策支援アドバイザー(2010-2013)を通じた協力を実施しており、これら協力に基づき2013年に中小企業振興機構(Agence de Promotion des PME：以下、「APME」という)が設立された。APMEは①BDSの提供、インキュベーション支援の実施、②中小企業情報のデータベース構築、③ワンストップショップと投資支援窓口の設置等を主な機能とするが、APMEをどのように運営するか、どのような仕組みでカイゼンを中心としたBDSを提供するかといった方法論がまだ確立されていなかったことから、カメルーン政府は、民間BDSコンサルタントを活用して、中小企業支援体制の確立を行うための協力を日本政府に対して要請した。

同要請を受け、2015年2月18日に開発計画調査型技術協力「中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト」のR/Dを締結し、2015年9月から2017年9月まで技術協力を実施中である。同案件では、中小企業・社会経済・手工業省(Ministère des PME de l' Economie Sociale et de l' Artisanat: MINPMEESA)およびAPMEをC/Pとして①BDS提供戦略の策定、②BDS提供ガイドラインの策定、③BDS提供を担うコンサルタント育成プログラムの策定を実施しているが、今後はBDSの内容の改善やコンサルタントと中小企業のマッチングシステムの構築など、BDSサービス提供のための体制強化が必要となっており、カメルーン政府から日本政府に対して新たな協力が要請された。

以上の状況をふまえ本調査では、新規案件の実施に向けて、実施中の「中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト」の成果の確認、新規案件の協力内容にかかる情報の収集・分析、カメルーン政府とプロジェクトの枠組みについての協議、合意文書(M/M)の締結と事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員と協議・調整しつつ、プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標の設定及びPDMの策定を含む協力計画の策定に必要な以下の調査を行う。

- (1) 国内準備期間(2017年6月)
 - ① 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
 - ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ④ PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)及び事業事前評価表(案)(和文、英文)の担当分野関連部分を作成する。
- ⑤ カメルーン関係機関(MINPMEEESA、APME、実施中の案件に参加したコンサルタント及び民間企業、民間経営者団体等)、専門家、ボランティア、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑥ 他ドナーが実施する民間セクター開発分野のプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦ 担当分野に係る対処方針(案)(和文)作成に協力する。
- ⑧ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年7月)

- ① JICAカメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② カメルーン関係機関との協議及びサイト視察等に参加する。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア)「中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト」など先行案件の成果の発現状況、阻害要因
 - (イ)カメルーンにおける品質・生産性向上分野の政策および本プロジェクトの位置づけ
 - (ウ)カメルーン側の実施体制(中央・地方含む組織体制・予算・他機関との関係性等)
 - (エ)他ドナー・機関の援助動向(特に、中小企業振興を支援するドナーの当該分野に対する協力量針)
 - (オ)プロジェクトの直接・間接の裨益者の確認
 - (カ)プロジェクトが将来対象地域に与える正・負のインパクトの確認
 - (キ)カメルーン側が要望するプロジェクトへの投入内容及びその妥当性の確認(専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコストの負担)
- ④ PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑤ カメルーン関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAカメルーン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年7月)

- ① 事業事前評価表(案)(和文、英文)作成に協力する。
- ② 現地調査結果及び収集資料の整理、分析を行い、収集資料リストを作成する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

- (1) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 事業事前評価表(案)(和文、英文)

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2017年6月25日～2017年7月15日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAカメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループ (TEL:03-5226-6909) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ カメルーン国中小企業振興政策支援アドバイザー専門家業務完了報告書 (2013年2月)
- ・ 中小企業品質・生産性向上 (カイゼン) プロジェクト・プロGRESS・レポート① (2016年4月)
- ・ 中小企業品質・生産性向上 (カイゼン) プロジェクト・プロGRESS・レポート② (2017年1月)

- ② 加えて、本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・ TICAD V 産業人材育成に関する情報収集・確認調査最終報告書（2013年7月）
 - ・ カメルーン国中小企業振興マスタープラン策定調査最終報告書（2009年1月）

(3) その他

- ① フランス語ができることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上